

平成24年度 被措置児童等虐待事案の公表について

平成25年5月14日
子供未来局総務課

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成24年度に仙台市において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 被措置児童等虐待通告件数の状況（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

通告受理件数	内 訳	
	虐待該当	非該当
1件	1件	0件

2 被措置児童等虐待の状況

被害児童	小学女兒 1名
虐待の類型	身体的・心理的虐待
施設種別	社会的養護関係施設
職員の職種	児童指導員等

3 本市が講じた措置

施設等に対する口頭による指導 1件

※施設から再発防止のための改善報告書の提出を受け、改善状況の確認等事後指導を実施している

【参考】

児童福祉法第33条の6 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行細則第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

- イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
- ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
- ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
- ニ 法第12条の4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種